Ⅰ 特別支援申請による学びの場の決定の流れ

※申請期間については所属する幼児保育施設等によって異なりますので、「申請手続きの流れ」を確認ください

4月～7月 在籍校（園）等との就学相談、学校等の見学

⇩

4月～7月 特別支援の申請（市教育委員会へ申請書の提出） **7/10 〆切**

⇩

5月～10月 調査・検査の実施、市教育支援委員会による審議

⇩

10月末週 市教育支援委員会の結果の通知および就学相談

⇩

11月14日まで 本人・保護者による意思決定（「保護者の意見等」の提出）

⇩

県立特別支援学校（結果）

⇩

県教育委員会へ申請

⇩

県就学支援委員会による審議

⇩

2月初旬

特別支援学校（結果）

⇩

特別支援学校
知的障がい　視覚障がい
聴覚障がい　病弱　肢体不自由

公立小中学校（結果）

⇩

特別支援学校への就学を希望しない

⇩

浦添市教育委員会　特別支援教育担当・学校・保護者の三者で教育相談

公立小中学校（結果）

⇩

特別支援学級
知的障がい
自閉症・情緒障がい
肢体不自由
病弱
言語障がい
弱視
難聴

⇩

通級による指導（通級指導教室）
言語障がい通級指導教室（ことばの教室）
発達障がい通級指導教室

⇩

通常の学級

教育支援委員会の結果の種類	申請手続き完了の目安
通常の学級、通級指導教室 特別支援学級	「保護者の意見等」の提出 **（11月 13 日（金）提出期限）**
特別支援学校	県教育委員会からの結果通知（2月初旬）